資料　１－１

令和８年　　月　　日

古賀市長　田辺　一城　様

古賀市男女共同参画審議会
会　長　　倉富　史枝

令和８年度古賀市男女共同参画計画実施状況報告書（令和７年度事業分）
点検・評価（案）について

標記について、古賀市男女平等をめざす基本条例第２６条第１項第２号の規定により、当審議会は第３次古賀市男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況（令和７年度事業分）を点検・評価しましたので、別添のとおり提出します。

なお、総括（計画の実現に向けた効果的な取組方法等）については、以下のとおりお示ししております。

つきましては、当該点検・評価を踏まえ、今後の施策実施にあたられますようお願いいたします。

記

総括（計画の実現に向けた効果的な取組方法等）
各基本目標に基づき様々な取組が進められている一方、男女共同参画の推進を人権センターのみの取組とせず、各課が自らの業務に関わるものとして捉え、古賀市男女平等をめざす基本条例の理念を理解した上で、それぞれの事業にジェンダー平等の視点を取り入れていくことが重要である。 ◇各種事業の目的を達成するための企画や実施方法に、男女共同参画計画に掲げる様々な視点を取り入れ、事業本来の成果に加えて、男女共同参画の推進にもつながる取組となるよう工夫されたい。 ◇担当部署や組織の垣根を越えて連携・協力し、それぞれの取組を生かした事業の推進に努められたい。 ◇若い世代から中高年層まで、それぞれの対象に応じた取組を進めるとともに、必要な情報・支援が届くよう、参加しやすい環境づくりや周知方法を工夫されたい。